

各務原市高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部設置要綱

(平成23年1月28日決裁)

(設置)

第1条 各務原市における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に係る対策の推進を目的として、各務原市高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの防疫に関すること。
- (2) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザに関する市民への啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部が高病原性鳥インフルエンザの防疫等に関し必要と認めたこと。

(組織等)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集し、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 本部長は、必要があると認めたときは、関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、各務原市産業活力部農政課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室長
企画総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業活力部長
都市建設部長
水道部長
教育長
議会事務局長
消防長